

大神・吉際地区住居表示実施検討会

住居表示に関する
大切なお知らせ 第8号

新しい住所の通知等の
配付が始まります！

わかりやすく、訪ねやすいまちづくりのため、お住まいの皆様のご住所が令和5年10月16日(月)に新しくなりますので、9月上旬から皆様に新しい住所をお知らせする通知書兼証明書等を戸別に配付します。

※住居表示実施後の住居番号等を告示(＝広くお知らせすること)

しております。告示内容は平塚市のホームページから確認できます。

【住居表示実施までのスケジュール】(予定)

※戸別にて配付を行っているため、配付物がお手元に届く時期には前後があります。

- ・9月上旬～ 皆様の新しい住所が記載された通知書兼証明書や、住所変更の
手続方法を記載した「住居表示の手引き」、新しい住所を知人
等にお知らせするためのハガキ等を戸別に配付。
住所変更の手続方法等について、「住居表示の手引き」に沿った
説明動画の公開。
- ・10月上旬 動画を見られない方や手続等にご不明な点がある方に向けた、
説明会の実施。(日程等は後日お知らせします。)
- ・10月16日(月) 大神・吉際地区住居表示実施

～Q&A～

Q) **自分自身で住所変更の手続きをする必要はありますか？**

A) ご本人で変更手続きをしなければならないものがあります。

詳しくは9月以降に配付する住居表示の手引き（手続き等が記載）をご覧ください。説明会の開催も予定しております。

～～住居表示実施後の手続きの一例です～～

◎ **手続き「不要」：行政(市や法務局等)が変更するもの(職権でできる)**

例 住民基本台帳などの公簿類の住所欄、登記簿上の字名（表題部）、国民年金・厚生年金受給者、印鑑登録原票、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、㊦（小児）医療証、児童扶養手当証書、上下水道、NTT（固定電話）、NHK 等

◎ **手続き「必要」：皆様に住所変更手続きをお願いするもの(職権でできない)**

例 マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、自動車の所有者・使用者、個人契約の銀行や保険等、不動産登記簿の所有者等の住所 等

Q) **変更の手続きは代理人でも可能でしょうか？**

A) 運転免許証等、代理人で可能な場合もございます。手続き方法については、住居表示の手引き（手続き等が記載）やお知らせ等でご案内します。

Q) **住所が変わったことを知人等に知らせるためのハガキ等がありますか？**

A) 世帯・事業所ごとに、新しい住所を知人や取引先等にお知らせするための送料無料のハガキ配付を予定しております。

Q) **住所が新しくなることで、学区や自治会の区域は変更になりますか？**

A) 現在のところ、学区の変更はありません。自治会についても、区域変更と連動しませんので、必ずしも変更の必要はありません。

Q) **住所変更に伴い証明書等は発行されますか？**

A) 市から「住居番号設定通知書兼証明書」を個別に配付します。配付する枚数は、別途ご案内します。

Q) **本籍や登記簿の土地の地番は変更になりますか？**

A) 市や法務局等では、字名から町名への変更（例：大神⇒大神〇丁目）を行います。地番（土地の番号）に変更はありません。

Q) **旧住所で宛先が書かれた郵便物はいつまで配達されますか？**

A) 住居表示実施後も最低1年間は配達されます。それ以降は、住居表示実施時の資料により可能な範囲で配達されます。

Q) **手続きに伴い臨時窓口等がありますか？**

A) 平塚市では、マイナンバーカードに係る住所変更の臨時窓口を大神公民館で開設します。詳しくは市民課から送付されるご案内をご確認ください。

令和5年8月

発行：大神・吉際地区住居表示実施検討会(事務局 平塚市都市整備課)

電話：21-8783(直通) 23-1111(代表)内線2113